

業務委託条項（教育・研修）

本「業務委託条項(教育・研修)」の定めは、別途乙の定める「総則条項」と一体として「教育・研修」に関する「業務委託契約」（以下、「本契約」という）の内容を規定します。

第1条（契約の性質）

本契約に基づき乙が受託する教育・研修は、準委任契約として提供されます。

第2条（教育・研修の内容）

1. 教育・研修は、原則として、予め乙が用意する教育・研修の内容が示されたメニューから選択するか、あるいは別途甲乙協議の上、個別に甲の求める教育・研修内容を作成し、詳細提供条件を定めて提供されるものとします。
2. 教育・研修内容の品質、粒度等については、個別に甲乙間で合意したものを除き、一般に乙が提供している標準仕様によるものとします。

第3条（資料等）

1. 教育・研修業務のために必要となる資料、情報または機器等(以下、「預託資料等」という)は、別段の定めある場合を除き、原則として乙が提供するものとします。ただし、甲が遠隔で甲の選択するロケーションから教育・研修を受講する場合、必要となる機材、設備等の環境は甲が自ら用意し、また利用にかかる費用を負担するものとします。
2. 別途乙が許諾したものを除き、預託資料等に関する権利は全て乙または第三者に留保され、甲に移転し、または甲が取得することはないものとします。甲は、預託資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、教育・研修受講の目的のためにのみ使用するものとします。
3. 甲は、乙の指示があったときは、前項において乙または第三者が権利を留保する預託資料等を速やかに乙に返還するものとします。

第4条（再委託）

1. 別段の定めがある場合を除き、教育・研修業務を実施する担当者個人の属性は委託業務の内容を構成せず、乙は、適宜担当者を変更することができるものとします。
2. 乙は、教育・研修業務を必要に応じ第三者に再委託することができるものとします。

第5条（日程の変更）

1. やむを得ない事情により教育・研修業務が予定日どおりの実施が困難となったときは、乙は、原則として代替実施日を設けるものとします。万一代替実施日を設けることができず、また甲が代替日にこれを受講することが困難な場合は、業務委託契約は効力を失うものとします。
2. 前項後段の場合において乙が受領済みの料金があるときは、速やかに甲に返還するものとします。ただし乙は損害賠償責任を負わないものとします。

【個別条項】 業務委託(教育・研修)

第6条（中途終了等）

1. 提供期間のある教育・研修業務において、事由のいかんを問わず本契約が中途終了したときは、料金は、原則として中途終了時までの実施割合に応ずるものとします。ただし、これとは別に甲または乙が相手方に対し損害賠償を請求することを妨げるものではないものとします。
2. 第3条第1項において甲の用意にかかる受講環境の不具合による受講不能ないし不全の結果について乙は責任を負わないものとし、甲は料金の支払義務を免れないものとします。

第7条（優先関係）

各契約条項の定めにかかわらず、各契約条項の他に提供者（第三者が提供する教育研修を再提供する場合における当該第三者を含む）が定める各契約条項以外の特別な規定や条件等があるときは、それらが各契約条項に優先して適用されるものとします。

2020年10月1日制定